

美幌町義務教育学校開校準備委員会設置要綱

(設置の目的)

第1条 美幌町義務教育学校基本構想（令和8年2月策定）に基づき、美幌町における義務教育学校開校に向けた必要な事項について円滑に協議を進めることを目的とし、美幌町義務教育学校開校準備委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 開校準備全般に関すること。
- (2) 施設・渉外に関すること。
- (3) 教育課程に関すること。
- (4) 特別支援に関すること。
- (5) 生徒指導に関すること。
- (6) 地域連携に関すること。
- (7) その他開校の準備に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員35名以内で組織し、その委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 町内小中学校の校長
- (2) 町内小中学校の教頭
- (3) 町内小中学校の教諭
- (4) その他委員会の趣旨に基づき特に必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から令和9年3月31日までとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、その任期を延長することができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を各1名置く。

2 委員長は、委員の互選によりこれを定め、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長が指名した者を充てるものとし、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

(部会)

第7条 委員会には、第2条第2号から第6号までの所掌事項を担う、次に掲げる部会を設置するものとする。

(1) 施設・渉外部会

(2) 教育課程部会

(3) 特別支援部会

(4) 生徒指導部会

(5) 地域連携部会

2 各部会は7名以内で組織し、部会員は委員の中から委員長が指名する。

3 各部会には校長及び教頭を1名置く。

4 各部会には部会長を置くものとし、部会長は各部会の校長とする。

5 部会の会議は部会長が招集し、議長となる。

6 部会の会議は議事を記録するものとし、各部会の教頭がこれを担う。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、学校教育課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか委員会に必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月24日から施行する。